

令和 8 年 6 月 19 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

市町村からの引き取り品質ガイドラインの改訂内容について  
(分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物)

令和 8 年度より、分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物の引き取り品質ガイドラインについて、下記のとおり改定いたしました。

なお、経過措置として、令和 8 年度に実施する分別基準適合物及び分別収集物のベール品質調査では下記内容は適用せず、令和 9 年 4 月 1 日以降のベール品質調査より、ガイドラインの改訂内容を適用いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

1) 変更内容について

現在の分別基準適合物(プラスチック製容器包装)と分別収集物の関する引取り品質ガイドラインにおいて、混入しているガラス類、陶磁器類は、単なる異物として扱い、それらが破損した状態であった場合のみ禁忌品(危険品)として扱っておりました。

しかしながら、破損していない状態でガラス類、陶磁器類が混入した場合でも、リサイクル工程で破損する可能性があることから、ガラス類、陶磁器類は破損状態によらず、禁忌品(危険品)として扱うこととします。

なお、いずれの判定であっても、分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物に「含めてはいけないもの」への該当区分としては、引き続き変更ございません。

※ガイドライン改定に伴いベール品質調査での判定も異物から禁忌品へと変更となります。禁忌品及び禁忌品の有無評価については、令和 8 年 3 月 13 日送付、具体的業務手順の下記資料「評価項目と評価方法」及び「評価結果のランク判定」をご確認ください。

- ・令和 8 年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について  
(参考資料① プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法)
- ・令和 8 年度分別収集物の品質調査への協力依頼について  
(参考資料① 分別収集物のベールの品質評価方法)

2) 引き取り品質ガイドライン変更箇所

【分別基準適合物(プラスチック製容器包装)】

「4) ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

・④他素材の容器包装

改定前	改定後※
備考	備考
金属、 <u>ガラス</u> 、紙製等の容器包装	金属、紙製等の容器包装 ※ <u>ガラス等の容器包装は禁忌品(危険品)として取り扱う</u>

・⑧禁忌品

改定前	改定後
備考	備考
危険品(*3) (*3) 危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、	医療系廃棄物：医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)等。 危険品：危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター

<p><b>ガラスの破片等</b>怪我をする危険性があるもの。</p>	<p>一、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、<b>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</b>、怪我をする危険性があるもの。</p>
-------------------------------------	---

【分別収集物】

「4）ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

- ・③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
  - ア) 刃物等（\*5）
  - イ) リサイクル設備に影響を与えるもの

改定前	改定後
<p>備考</p> <p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<b>ガラスの破片等</b>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）</p>	<p>備考</p> <p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<b>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</b>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）</p>

- 3) ベール品質調査への適用開始時期  
令和9年4月1日

※令和8年度ベール品質調査（令和8年4月1日～令和9年3月31日実施）では、経過措置として、本改訂前にあたる「令和7年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準じた判定を実施しております。

以上